

有料老人ホーム重要事項説明書(住宅型専用)

施設名	CLASWELL 小竹向原
定員・室数	59人・59室

有料老人ホームの類型・表示事項

類型	住宅型
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	月払い方式
入居時の要件	混合型(自立除く)
介護保険の利用	居宅サービス利用可
居室区分	定員1人

1 事業主体

名 称	法人等の種別	営利法人		
	フリカナ	ケーシエルフエア カブシカイシャ		
	名称	KC-Welfare株式会社		
主たる事務所の所在地	〒	100-0013		
	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号			
連絡先	電話番号	03-6700-6256		
	ファックス番号	03-6700-6258		
ホームページ	http://kc-welfare.co.jp			
代表者職氏名	役職名	代表取締役	氏名	古川 喜久
設立年月日	2022年5月30日			
主な事業等	有料老人ホーム運営事業、介護事業			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	5	CLASWELL小竹向原訪問介護事業所	東京都板橋区向原2丁目11番11号
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	5	CLASWELL小竹向原訪問看護ステーション	東京都板橋区向原2丁目11番11号
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		

居宅介護支援	3	CLASWELL小竹向原居宅介護支援事業所	東京都板橋区向原2丁目11番11号
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	5	CLASWELL小竹向原訪問看護ステーション	東京都板橋区向原2丁目11番11号
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカワナ	クラスウェルコタケムカイハラ			
	名 称	CLASWELL小竹向原			
所 在 地	〒 173-0036	東京都板橋区向原2丁目11番11号			
連 絡 先	電 話 番 号	03-5926-7082			
	ファックス番号	03-3959-5070			
ホ ー ム ペ ー ジ	https://kc-welfare.co.jp				
管 理 者 職 氏 名	役職名	ホーム長	氏名	石川 英雄	
事 業 開 始 年 月 日	2024 年 11 月 1 日				
届 出 年 月 日	2023 年 8 月 14 日				
届出上の開設年月日	2024 年 11 月 1 日				
事業所へのアクセス	東京メトロ有楽町・副都心線「小竹向原」駅 徒歩5分				
施設・設備等の状況					
敷 地	権利形態	—	抵当権	なし	
	面 積	1,076.46 m ²			
建 物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	延床面積	2,335.80 m ² うち有料老人ホーム分 2,335.80 m ²			
	竣工日	2024 年 8 月 31 日			
	階 数	地上 4 階 地下 1 階			
		うち有料老人ホーム分 地上 4 階 地下 1 階			
	構造	耐火建築物	建築物用途区分	有料老人ホーム	
併設施設等	あり (居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問看護ステーション)				
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	2024年8月1日 ~ 2044年7月31日		
		自動更新	あり		
居 室	階	定員	室数	面積	
	1階	1人	13	15.68 m ²	~ 18.34 m ²
	2階	1人	18	15.68 m ²	~ 18.34 m ²
	3階	1人	18	15.68 m ²	~ 18.34 m ²
	4階	1人	10	15.68 m ²	~ 18.34 m ²
				m ²	~ m ²

一時介護室	階	定員	室数	面積		
				m ²	～	m ²
居室内の設備等	便所	全室あり				
	洗面	全室あり				
	浴室	なし				
	冷暖房設備	全室あり				
	電話回線	なし		()		
	テレビアンテナ端子	全室あり		(テレビ設置有、放送契約負担無)		
共同便所	5 箇所		(男女兼用)			
共同浴室	個浴：	2		大浴槽：	機械浴： 3	
	併設施設との共用	なし		()		
食堂	兼用	あり		(機能訓練室)		
	併設施設との共用	なし		()		
その他の共用施設	なし		()			
エレベーター	あり		2 基			
消防設備	自動火災報知設備： あり		火災通報装置： あり		スプリンクラー： あり	
緊急呼出装置	居室：	あり	便所：	あり	浴室：	あり
			脱衣室：	あり		

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者（施設長）			1			1人	0.5	訪問介護管理者
生活相談員	1					1人	1.0	
看護職員：直接雇用			25		1	26人	13.5	訪問看護職員
看護職員：派遣			1			1人		
介護職員：直接雇用			22		1	23人	12.5	訪問介護員
介護職員：派遣			1		1	2人		
機能訓練指導員			2			2人	1.0	訪問看護職員
計画作成担当者						0人		
栄養士						0人		
調理員						0人		
事務員		2				2人	2.0	
その他従業者		2		1		3人	2.6	
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間		
③-1 介護職員の資格								
資格	延べ人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士			17		1			
実務者研修			5					
介護職員初任者研修			1		1			
介護支援専門員								
たん吸引等研修（不特定）								
たん吸引等研修（特定）								
資格なし								

③-2 機能訓練指導員の資格															
資格	延べ 人数	常勤		非常勤		社会福祉士									
		専従	非専従	専従	非専従										
理学療法士			1												
作業療法士			1												
言語聴覚士															
看護師又は准看護師															
柔道整復師															
あん摩マッサージ指圧師															
はり師又はきゅう師															
③-3 管理者（施設長）の資格					社会福祉士										
④ 夜勤・宿直体制															
配置職員数が最も少ない時間帯					20 時 0 分～ 7 時 0 分										
上記時間帯の職員配置数					介護職員 1 人以上		看護職員 1 人以上								
従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）															
勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者					
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
1年未満		26	1	23	2	1		2							
1年以上3年未満															
3年以上5年未満															
5年以上10年未満															
10年以上															
合計		26	1	23	2	1	0	2	0	0	0				

4 サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サービス	あり（委託）	
食事介助サービス	あり 介護サービス一覧表参照	
入浴介助サービス	あり 介護サービス一覧表参照	
排せつ介助サービス	あり 介護サービス一覧表参照	
口腔衛生管理サービス	あり 介護サービス一覧表参照	
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり 介護サービス一覧表参照	
相談対応サービス	あり 介護サービス一覧表参照	
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり	
服薬管理サービス	あり 介護サービス一覧表参照	
金銭管理サービス	なし	
定期的な安否確認の方法	職員が日中及び夜間に定期的に館内の巡回を実施 日中1回以上、夜間1回以上	
施設で対応できる医療的ケアの内容	バイタルチェック等の健康管理。末梢点滴の管理、経鼻胃管・胃瘻の管理、ストマ管理、インスリン管理等の医療行為を伴う内容は併設の訪問看護にて対応可能。	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団 福寿会 福寿会病院
	所在地	東京都足立区梅田7-18-12
	協力の内容	(診療科目)内科・外科(協力内容)薬の処方箋発行、胃瘻の管理と指導、人工呼吸器・酸素療法・経管栄養、留置カテーテル交換など(費用)自己負担
協力医療機関(2)	名称	
	所在地	
	協力の内容	
新興感染症発生時に連携する医療機関	有無	
	名称	
	所在地	

協力歯科医療機関	名称	医療法人社団 高輪会 高輪歯科医院
	所在地	〒108-0074 東京都港区高輪2-16-36 高輪チトセハイツ2階
	協力の内容	(診療科目) 歯科 (協力内容) 歯科診療、口腔ケア (費用) 自己負担
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり
運営懇談会の開催		あり (年 1 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業		なし
入居に当たっての留意事項		
入居の条件	年齢	概ね60歳以上
	要介護度	要支援、要介護
	医療的ケア	応相談
	認知症	応相談
	その他	身元引受人を定められる方
身元引受人等の条件、義務等	身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負います。また必要なときには、入居者の身柄を引き取ります。	
体験入居	利用期間	3日まで
	利用料金	1日1万1千円(税込み)
	その他	日中、夜間の巡視、求めがあった際の健康観察の実施
入院時の契約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間中においても家賃相当額、管理費はお支払いいただきます。 ・入院をした月の食費はお召し上がりになった食数分をお支払いいただきます。 ・入院に係る費用は入居者の負担となります。 	
高齢者虐待防止のための取組の状況	指針の整備	あり
	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	(年 4 回)
	定期的な研修の実施	(年 2 回)
	担当者の役職名	ホーム長
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	指針の整備	あり
	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	(年 4 回)
	定期的な研修の実施	(年 2 回)
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと	あり
	身体的拘束を行う場合の様態及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	あり
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	1. 実施要件 ①切迫性、非代替性、一時性である事を前提とし、身体拘束その他行動制限を行う場合は、虐待・身体拘束防止委員会(指針)で検討し判断する。 ②身体拘束を行う場合、理由やその内容などを入居者本人や家族または身元引受人に出来る限り詳しく説明する。 ③常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。また、3か月に1回以上虐待・身体拘束防止委員会(指針)で代替策がないか等のカンファレンスを開催するものとし、身体拘束の一刻も早い解除に努める。 2. 記録の作成 ①緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書の作成。 ②緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録の作成。	
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画	あり
	災害に関する業務継続計画	あり
	職員に対する周知の実施	あり
	定期的な研修の実施	(年 2 回)
	定期的な訓練の実施	(年 2 回)
	定期的な業務継続計画の見直し	あり
事業者からの契約解除	<ul style="list-style-type: none"> ・入居申込書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ・月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞し、事業者の督促にもかかわらず改善が見られないとき ・入居契約書第19条(禁止又は制限される行為)の規定に違反したとき ・入居者の行動が、入居者自身、他の入居者若しくは従業員に生命に危害を及ぼす、又はその危害の切迫した恐れがあり、有料老人ホームにおける通常の介護方法や接遇方法ではこれを防止することができないとき ※詳細は入居契約書第27条を参照 契約解除の通告について90日の予告期間をおきます。 ※詳細は入居契約書第26条を参照	

要介護時における居室の住み替えに関する事項			
一時介護室への移動		なし	
判断基準・手続			
利用料金の変更			
前払金の調整			
従前居室との仕様の 変更			
その他の居室への移動		あり	
判断基準・手続	ホーム内のサービス提供の状況を踏まえ実施することがある。		
利用料金の変更	なし		
前払金の調整	なし		
従前居室との仕様の 変更	なし		
提携ホーム等への転居		なし	
判断基準・手続			
利用料金の変更			
前払金の調整			
従前居室との仕様の 変更			
苦情対応窓口			
窓口の名称 1		CLASWELL 小竹向原	
電話番号	03-5926-7082		
対応時間	9:00 ~ 18:00 (月・火・水・木・金・土・日)		
窓口の名称 2		KC-Welfare株式会社 本社	
電話番号	03-6700-6256		
対応時間	10:00 ~ 17:00 (月・火・水・木・金)		
窓口の名称 3		東京都福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課	
電話番号	03-5320-4296		
対応時間	9:00 ~ 16:30 (月・火・水・木・金)		
賠償責任保険の加入		あり 保険の名称：東京海上日動火災保険	
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組			あり
東京都福祉サービス第三者評価の実施		なし	結果の公表 なし
その他機関による第三者評価の実施		なし	結果の公表 なし

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢： 76.2 歳		入居者数合計： 47 人						
年齢 \ 介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
65歳未満					1	2			5	
65歳以上75歳未満			1	2	1	2	6		6	
75歳以上85歳未満		1		1	3		3	6	6	
85歳以上				3	1	1	4	4	4	
合計	0	1	1	6	6	5	13	15		
入居継続期間別入居者数										
入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計			
入居者数	35	12					47			
男女別入居者数		男性： 20 人		女性： 27 人						

入居率（一時的に不在となっている者を含む。）	80 %（定員に対する入居者数）		
直近1年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居	1	その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	2
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居		医療機関への入院	1
介護老人保健施設へ転居		死亡	35
介護療養型医療施設へ転居		その他	
他の有料老人ホームへ転居		退去者数合計	39

6 利用料金

入居準備費用	なし								
明内細訳									
支払日・支払方法									
解約時の返還									
敷金	なし								
金額	円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。								
家賃及びサービスの対価									
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)						
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費		
			プランA		257,000円	120,000	60,000		77,000
					0円				
					0円				
		0円							
各料金の内訳・明細	前払金	月額単価（ 円）×想定居住期間（ 月）により算出 （月額単価の説明） （想定居住期間の説明）							
	家賃	120,000円/月（非課税） 開発費・建物の整備費、建物家賃、大規模修繕を含む修繕費、物価変動費、借入利息、管理事務費を基礎とし、近隣同種の住宅家賃等を勘案して算出							
	管理費	60,000円/月（非課税） 専用居室電気代・水道代、共用部水光熱費、ホーム整備・維持管理費、事務費、人件費、フロント業務費							
	介護費用	なし（個別希望、規定回数以上のサービスに関しては、別紙サービス一覧表に記載） ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。							
	食費	朝食 385 円・昼食 605 円・夕食 550 円 間食 0 円 1日当たり 1,540 円 × 30日で積算 厨房管理運営費 30,800円など （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） 前もってのお食事のキャンセルの申し出は前日の12時迄に事務室にお願いいたします。 キャンセルのお申し出がなく欠食された場合は料金は発生いたしますのでご注意ください。							
光熱水費	管理費に含む								

介護サービス等の一覧表(参考様式)

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中			○	
巡回 夜間			○	
食事介助				▲ 1,100円/10分
排泄介助				▲ 1,100円/10分
おむつ交換				▲ 1,100円/10分
おむつ代				実費
入浴(一般浴)介助				▲ 1,100円/10分
清拭				▲ 1,100円/10分
特浴介助				▲ 1,100円/10分
身体介助				▲ 1,100円/10分
・体位交換				1,100円/10分
・居室からの移動				1,100円/10分
・衣類の着脱				1,100円/10分
・身だしなみ介助				1,100円/10分
機能訓練				▲ 1,100円/10分
通院介助 (協力医療機関)				1,100円/10分
通院介助 (上記以外)				1,100円/10分
緊急時対応			○	
オンコール対応			○	
<生活サービス>				
居室清掃				550円/15分
リネン交換			○	実費
日常の洗濯				実費
居室配膳・下膳				110円/1回
嗜好に応じた特別食				実費
おやつ				実費
理美容				実費
買物代行(通常の利用区域)				330円/1回
買物代行(上記以外の区域)				330円/1回
役所手続き代行				770円/15分
金銭管理サービス				サービス対象外

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<健康管理サービス>				
定期健康診断				実費
健康相談			○	
生活指導・栄養指導				サービス対象外
服薬支援				▲ 1,100円/10分
生活リズムの記録(排便・睡眠等)			○	
医師の訪問診療				医療機関と別途契約
医師の往診				医療機関と別途契約
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス				1,100円/10分
入退院時の同行(協力医療機関)			○緊急時	1,100円/10分
入退院時の同行(上記以外)			○緊急時	1,100円/10分
入院中の洗濯物交換・買物				550円/15分
入院中の見舞い訪問			○	
<その他サービス>				
<その他サービス>				

施設名:CLASWELL 小竹向原

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合	不適合
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合	不適合 非該当
緊急時の安全確保のための項目		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合	不適合
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合	不適合
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合	不適合
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合	不適合 非該当
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合	不適合
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合	不適合
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上(既存の建築物を転用した場合等で必要な要件を満たした場合は7.43㎡以上)であるか。	○ 適合	不適合
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合	不適合
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合	不適合
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが定められているか。	○ 適合	不適合
入居者の財産を保全するための項目		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合	不適合 非該当
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合	不適合 非該当
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合	不適合 非該当

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。